

学校感染症にかかわる登校許可届について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患(りかん)した児童生徒等が登校できない期間です。(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

これらの感染症の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、以下の「学校感染症にかかわる登校許可届」を担当へご提出ください。なお、病気の状況により医師の証明書等を提出していただく場合があります。

<学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準>

	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マールブルク病、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1) 重症急性呼吸器症候群(SARS)	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

東京都立八王子拓真高等学校長 殿

学校感染症にかかわる登校許可届

年 組 番 氏名

診断名 :

受診医療機関名 :

診断医師名 :

医療機関 電話番号 :

出席停止期間 : 月 日() ~ 月 日()

上記疾患による感染のおそれなくなったため、届け出いたします。

令和 年 月 日

保護者名

印